

じっきょう

地歴・公民科 資料 No. 72

もくじ
巻頭

「ベルンシュタイン文庫」を通じてみる フランス革命／近江 吉明	1
インタビュー 「高校生の学力と貧困問題」とどう向きあうか ／じっきょう地歴・公民科資料編集部	8
トピックス1 大学での教職科目の課題 —社会科教育法などを担当して—／滝澤 民夫	12
トピックス2 寄進地系荘園を捉え直す—鹿子木荘の問題点— ／鎌倉 佐保	17
図書紹介	20

巻頭

「ベルンシュタイン文庫」を通じてみるフランス革命

専修大学教授 近江 吉明

はじめに

昨年、『歴史評論』（第718号、2010年2月）に筆者が一文を寄せて若干の話題となった。フランス中世史を専門とする者が何故にフランス革命関連史料群（専修大学図書館所蔵「ミシェル=ベルンシュタイン文庫」、以下、「ベル文」と略）に迷い込んだのかの顛末を述べたからであった。すぐに「出口」は見つかってはいたものの、「生還」を遅らせたのは、こともあろうに「ジャクリー」の痕跡をそれらの史料群内に見てしまったからであった。それから十数年、たとえば現行世界史教科書が描くフランス革命像とは異なる「ベル文」の世界に魅せられ、どうにも抜け出せなくなっている。

ジャクリー（当時は、地方の都市や農村の民衆蜂起を示す普通名詞）の追跡はG=ルフェーヴルらの仕事に導かれ、パス=ノルマンディー内陸部の現オ

ルヌ県（現在の県が成立するのは1790年だが、便宜上使用）に研究対象を定めるに至っている。県庁所在地のアランソンにある県文書館のアルシヴィスト、J-C=マルタン氏の協力を得ながら、1788年ぐらいから確認できるそれらの動きを地方中小都市や農村部に見出すということをしている。1789年7月末前後のグランド=プール（大恐怖）までの展開の中では、どうやら同年5月にヴェルサイユにて開催された全国三部会までの王国全体の取り組みや、開始後におけるそこでの議論の推移が、これらの民衆蜂起に大きな影響を与えていることがわかってきている。また、同年春から大量に作成されていた第三身分の陳情書の存在も無視できないということも。

今回は、それら分析結果の一端を紹介し、もう一つのフランス革命像を提示してみたい。最後には、フランスではなく神奈川県川崎市多摩区にある専修大学生田校舎図書館には、高校のフランス革命の授業

ですぐに使える史料としてどんなものがあるのかを紹介することにしたい。

1. 全国三部会開催にともなう陳情書作成のふしぎ

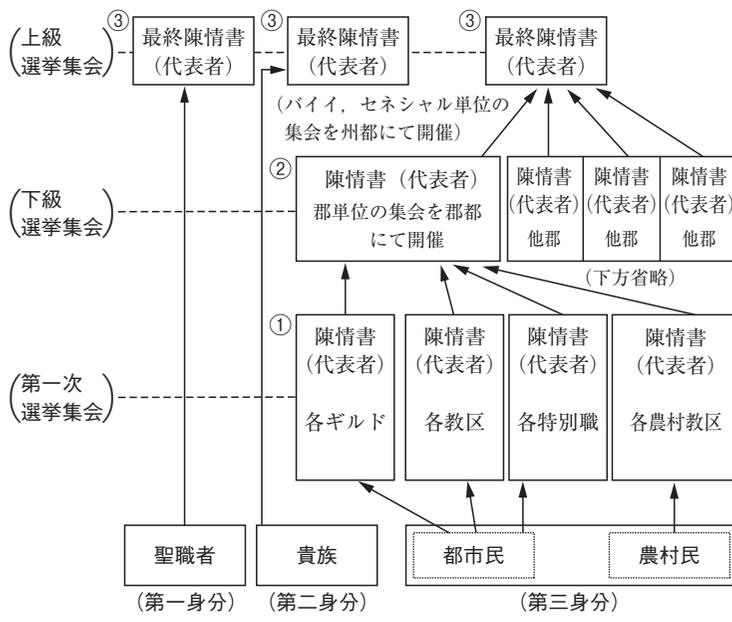
そもそも陳情書作成の動きは、1788年8月8日に、ルイ16世が翌年5月1日にヴェルサイユにて全国三部会を開催する旨の勅令を発したことに始まる。同年12月27日に、国王顧問会が全国三部会での投票については身分別か個人別かを曖昧にしたものの、議員数については、第三身分が聖職者身分と貴族身分の合計と同数の議員を選ぶことができると決定し、さらに、1789年1月24日にヴェルサイユに向けての代議員選出と陳情書作成の方式が定められると、王国内各地の、とりわけ第三身分にはわかにか色めき立った、となっている。

この状況からして、さぞかし第三身分はまとまって意気盛んに自らの意見や要求を作り上げたに違いない、また、ヴェルサイユに提出された彼らの最終陳情書は、どのパイイ管区およびセネシャル管区のものを見ても、課税方式の改善や身分制の廃止などの肝心な要求部分ではそれほどの違いはみられないとされている。しかし、この認識には大きな落とし穴がある。

(1) 陳情書作成の流れは複雑

確かに、河野健二編『資料フランス革命』（岩波書店、1989年）などをみても、第三身分の第1次選挙集会時に作成されたものにはモデルとなった陳情書があり、それに従う場合が多く、全体としては独創性に欠けるという書きぶりになっている。G=ルフェーヴルも、諸教区の陳情書は現実の忠実な鏡ではないとしている。概ねこれまでの陳情書認識というのはこうであった。

果たして、実際はどうであったのか。この問題を検討するに際しその前提として捉えておかねばならないのが陳情書作成過程である。第一身分（聖職者）と第二身分（貴族）はきわめて簡単であった。王国の行政・徴税単位であったパイイ（主に北部）

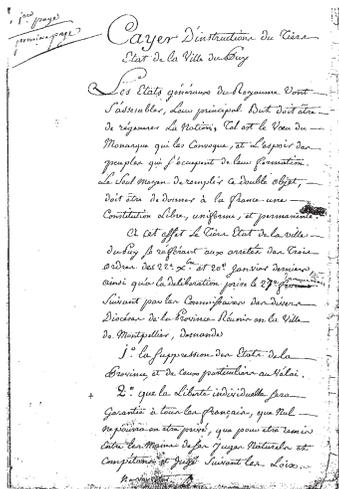


陳情書作成の基本的な流れ

やセネシャル（南部）といった管区ごとに、1回の個別集会開催で陳情書をまとめ、ヴェルサイユへの代表者を決定すればよかったからである。

注意を要するのが第三身分の場合である。まず、都市部と農村部で違っていった。都市部では、第1段階としてギルド・教区・特別職ごとに第1次選挙集会を開き、陳情書①と代表者を決定し、第2段階で、都市ごとに（郡単位）全体の下級選挙集会を開き、陳情書②（複数の陳情書①をまとめる）と代表者を決定する。その上で、第3段階では、パイイ、セネシャル管区を中心都市で各郡の代表者を集めて全体の上級選挙集会を開催し、ヴェルサイユに向けての最終陳情書③（複数の陳情書②をまとめる）と代表者（第一、第二身分代表者の合計数と同数）を決定した。

農村部でも、第1段階として農村教区ごとの第1次選挙集会が設定され、陳情書①と代表者が決められた。しかし、この後は地方によって異なった。普通は都市のブルジョワたちがリードした各郡の下級選挙集会に、陳情書①を携えた各農村教区の代表者が参加したが、ところによっては、ここには参加せず上級選挙集会に直接出向くケースも存在したからである。いずれにしても、第1次選挙集会時の集会で代表者となった農村教区の者が最初の陳情書①の主張や意見を上級選挙集会まで堅持して出席することは稀で、出席できたとしても陳情書①に込められ



ル・ピュイ市の下級選挙集会時における
第三身分陳情書②

た農村教区の人々の思いは最終の陳情書③には反映されず、まして、彼らがヴェルサイユに行くことなど考えられなかった。

こうして、最終の陳情書③は身分ごとに代表者がヴェルサイユへと運んだのだが、これだけではなかった。3身分ないしは2身分（組み合わせとしては三つのケース）合同の上級選挙集会が開催される管区も複数現われた。この合同の陳情書③を作成したところでも、第三身分は都市部や農村部での第1次選挙集会と下級選挙集会を実施していた。

このようにみると、ヴェルサイユに持ち込まれた最終の陳情書③や代表者の意識の中に、圧倒的多数の農村教区民や都市中下層民の要求や願いが紛れ込むことはきわめて稀だったということになる。

(2) 現オート-ロワール県第三身分陳情書から

それでは、各段階の陳情書がどのように書かれていたのかをのぞいてみよう。幸い「ベル文」にはル・ピュイ市の第三身分陳情書②のマニュスクリ（手書き）史料（Fol. 20, *Collec. Doc. Michel. Bernstein.*）が入っている。巡礼都市の一つとして、また、レース編み生産都市として有名なこの都市のものは36か条にまとめられている。1) 身分制の廃止、2) 個人および出版の自由、3) 憲法発布、全国三部会の恒常的開催、4) 個人別投票、5) 税負担の平等、国家財政の健全化、6) 国民経済の確立、7) 司法制度の近代化、8) 聖職者身分の諸特権制限などが謳われているが、その他のところに、めずらしく農村教区からの要求や食糧確保などの要求が3か条にわた

(前文)

王国の全国三部会が開かれようとしている。その主要な目的は、国家を再生することであるべきである。これは、全国三部会を召集する国王の決意であり、かつ、自らの集団に関心を持つ人々の希望でもある。この困難な目的を遂行する唯一の方法は、フランス（王国）に、自由かつ一律の、また、恒久的な憲法を与えることであるに違いない。

そのために、ル・ピュイ市の第三身分は、先の10月22日、1月20日の三身分の決定、および、続く1月27日に、モンブリエの町に集まった幾つかの地方の司教区から来た委員によって採用された議決に従い、以下、要求する。

第1条 王国における身分、かつ、ル・ピュイにおける特権身分の廃止を（要求する）。

第2条 個人の自由は、すべてのフランス人に保障すべきである。法律上適正なかつ権限のある裁判官の手中にゆだねられ、諸規定によって罪の有無が判断されない限り、何人も自由を奪われることはありえない。

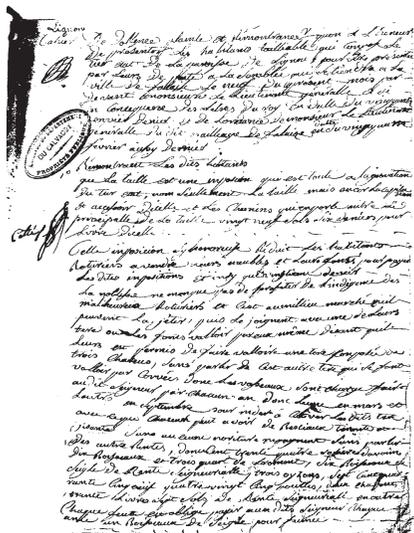
校訂文試訳（第2条まで）

って入っている。

それが、最終の陳情書③ではどうなるのか、これも「ベル文」にあるル・ピュイ-アン-ヴレのセネシャル管区のもの（Tome 1705-2, *C. D. M. B.*）で確認できる。ル・ピュイ市のものも含め各下級選挙集会時の陳情書②が複数集められ議論されたからであろう、全88か条に増えている。しかし、よく見ると先の陳情書②にあった「身分制の廃止」の条項が消えて、代わってル・ピュイ市などの商工業に従事したブルジョワの要求が目立つなど、全体として後退している。さらに、農村教区からの要求も第三身分のブルジョワ達の論理にすり替えられてしまっている。

(3) 農村教区陳情書の内容は？

「ベル文」には、当県の第一次選挙集会時のそれは入っていない。そこで、オルヌ県やカルヴァドス県文書館所蔵の農村教区陳情書①を比較検討することで、その特徴を浮き彫りにしてみよう。先に述べたようにジャクリーの動きが1788年より認められるオルヌ県西・中部の各教区のものである。まず、蜂起展開の中心地帯に属するクーテルヌ、リニュー両教区のものであるが、ともに県西部のドムフロンド郡、アンデーヌの森の南北に位置した。クーテルヌでは「住民たちがその下で嘆き悲しんでいる多くの様々な税の重圧に加えて、〈中略〉この土地は豊作の年でも住民の消費に必要な二種類の穀物しか産出しない。つまり、耕作時に過酷な労働が求められる蕎麦とライ麦およびわずかな燕麦だけである」（*Arch. Dép. Calvados.*, 16 B, 70）と教区の窮状を訴



リニューの教区陳情書

えていて、リニューでも「とにかく、当教区には地味の乏しい土地しかない。したがって、わずかなライ麦、蕎麦、燕麦しか産出されない。しかも毎年、土地を肥沃にするには、5~6リュの道のりを荷車で運ぶ必要のある大量の木灰を購入しなければならず費用がかかる。〈後略〉」(A. D. C., 16 B, 116) と、ボカージュ地帯の農業の厳しさを強調している。

次いで、県中部のそれを見てみよう。一つはアルジャンタン郡、グッフェルヌの森の西に位置したクーダール教区のものである。ここでも、教区内の農地構造についての苦情を述べた後、「鳥獣類では、とりわけ野兎が大きな損害を与えている。それ故、当教区は教区民にその駆除が認められるか、領主がそれを森に閉じ込めるよう要求する」(A. D. Orne, 70 B, 264) と、森林用益権の復活を求めるものとなっている。二つ目は、アランソン郡、エクーヴの森の南に位置するサン-ジェルマン-デュ-コルベイ教区ものだが、誰もが身分に関係なくタイユ税などの税を負担すべきとした後で、「6条 我々は、農地をおびやかす鳩の処分を要求する。7条 我々は、塩税が撤廃され、塩（の販売価格）が値下げされるよう要求する。8条 我々は粉引きバナリテ（使用強制税）が撤廃されるよう要求する。9条 我々は、穀物が畑地にある間は狩猟が禁止されるよう要求する。10条 我々は、野兎が穀物を食べるので、これを退治するよう要求する」(A. D. O., 70 B, 215) と

これはリニュー教区の第三身分からなるタイユ税の対象となる住民が謹んで発表する苦情・不平・忠告の書である。先ごろの1月24日付の国王通達ならびに先月2月14日付のファレーズのバイ管区長官殿の命令に必ずるものであり、かつ、同長官臨席の下、今月中に開催されることになる下級選挙集会において、当教区代表者により提出されるものである。

当該住民は以下のごとく建言する。

第1条 タイユ税は単にタイユ税だけでなく、それに加えて住民から29ソル6ドゥニエ⁽¹⁾をもぎ取ることになる人頭税、附加税、道路税が完全に第三身分の負担増となる課税である。

この課税は非常に重く、貧しい住民は20分の1税同様にこれを支払うために不動産や地所を売り払わねばならなくなっている。ところが貴族は不幸な平民の貧困をも利用することを忘れてはいない。つまり、売りに出されたそれらを安く買い取り自分の土地に加え自ら活用している。この領主に対して、他の地代は当然として、3月に1回、9月に2回、食事も報酬も無く、元気な牛を持つ各領民が行うような毎年義務付けられた賦役によってなされている他の土地は言うに及ばず、さらに、彼らは270 - 360 アルパン⁽²⁾からなる土地の運用が許されていると信じている。地代としては、燕麦134束、大麦10ボワソー⁽³⁾、または、ガチョウの雛3羽、鶏卵745個、雌鶏85羽、去勢鶏2羽、これらの総計30リーヴル7ソルを支払うことには言うに及ばず、各戸主は当領主に肥料代として毎年1ボワソーを、さらには、毎年8ソルの奉仕料を支払わねばならない。

(1) 当時の通貨単位で1リーブル=20ソル、1ソル=12ドゥニエ。

(2) 1アルパンは約0.5ha。

(3) 1ボワソーは約128リットル。

リニューの教区陳情書訳（抜粋）

明解である。領主制を批判し領主反動の停止を求めている。

このように、陳情書①作成の段階でも王国内にはモデルとなった文章が出回っていたことも事実だったが、陳情書②、③のものと比較すると農村教区民の要求が天下国家のあり方を問題にするようなものでなかったことがはつきりする。つまり、生活上の諸問題の改善を求めたのであった。

2. 1789年のジャクリーと国王通達

以上のような陳情書が作成されたのは1月末から3月末にかけてであるが、オルヌ県の民衆蜂起の流れを見ると、そうした全国三部会開催に向っての各地域の第三身分のなかでもとりわけ中下層の人々の思いの発露という側面を感じ取ることができる。G=ルフェーヴルはこの状況をアンジュー地方のソミュールのバイ管区地方長官の言を引用して強調している。つまり、「全国三部会の召集の報せがもたらした最も厄介な効果は、教区の選挙集会があたかも自ら主権を付与されているように思い込み」(G=ルフェーヴル<高橋、柴田、遅塚共訳>『1789年—フランス革命序論』、岩波書店、1975年、197頁) 行動していたというのである。この機運は

かれている。つまり、我々は、我々の期待通りに（陳情書①）全国三部会が廃止したことであり、しかも「国王の命令」だから蜂起したという論理である。

（2）国王通達が語るジャクリー認識

これは、後に「偽布告」であったと片付けられてしまうのだが、現実はその単純ではなかった。というのも、「ベル文」の史料が同年8月9日付の真正正銘の国王布告の中で「王国中に広がった盗賊団（ブリガン）が、国王陛下の意思に背くことなく城館を攻撃し、古文書を奪い取り、さらには領主の住居や領地に対する暴力行為を犯すことができると説得しつつ、町や村の住民を騙すことに懸命になっているということを、陛下は知らされている。〈中略



DE PAR LE ROI

SA MAJESTÉ est informée que des troupes de brigands répandues dans le Royaume, s'attachent à tromper les habitans de plusieurs communautés, en leur persuadant qu'ils peuvent, sans s'écarter des intentions de Sa Majesté, attaquer les châteaux, en enlever les archives, & commettre d'autres excès envers les habitations & les propriétés des

Tome 1794-19, C. D. M. B

村中に偽のうわさをまき散らして始まっているからである」(Tome 1794-19, C. D. M. B.) と状況把握しているからである。この時期は、まだ蜂起の機運が各地にくすぶっていた段階で、8月4日に封建的特権の廃止宣言が出された直後に発布されたことになる。

これと同様のものが「国王通達」(Tome 1794-21, C. D. M. B.) として、同年9月2日にも出されている。まだ王国中に不穏な動きがあり、これをなんとか終息させたいというねらいから発布されていることが注目される。これには憲法制定国民議会も絡んでいたことになるからである。つまり、オルヌ県に限らず王国中には、陳情書①のレベルでの変革を望む多くの民衆と、陳情書③に示されたところで手を打ちたいヴェルサイユの「第三身分」中枢部との間でズレが生じていたことになる。

この二つの史料はそれだけではなく無視できない認識も吐露している。それは、いうまでもなく「ブリガン」解釈の相違である。蜂起した人々が描いたブリガンが、「特権身分に雇われた盗賊集団 (= 貴族の陰謀)」であるのに対して、国王や議会側は、

蜂起した人々を「盗賊団」「盗賊集団やならず者」と捉えているのである。後者の認識は、アランソンにいた件の地方長官の7月25日の書簡が「私の所轄地域のすべてのところで警鐘がなっています。いたるところから盗賊集団（ブリガン）が出没し、略奪し、家々に放火していることが伝えられています」(Louis Duval, *Ephémérides.*, pp. 113～114) と見ていたのと同じである。これは、蜂起の実態から大きくかけ離れた蜂起像ではなかったが、にもかかわらず、「ジャクリー」の記憶と勝手に結びつけられ一人歩きすることになったのである。

このように、革命期初期のジャクリーは革命をこし絶対王政を打倒しようとしたのではなく、農村教区陳情書がそうであったように国王への深い尊敬の念を表わし、領主制を基盤とする〈アンシャン・レジームの悪弊〉の一つでもある特権身分の不手際を問題視し、それらを告発したのであった。オルヌ県の例は、とりわけ森林利益権にかかわる問題に収斂されていったケースだったのである。

しかし、客観的にはこれらの民衆蜂起が王国の土台を揺るがしかねない情熱と急進性をもっていたために、蜂起の実像あるいは蜂起衆の主観的意図を超えた、一種の「革命性」を帯びた動きと捉えられてしまった。だから、この段階の革命政府は必死になってこれらを抑えにかかったのである。8月4日も8月26日もこの次元からみるとさらによく理解できるというものである。

おわりに

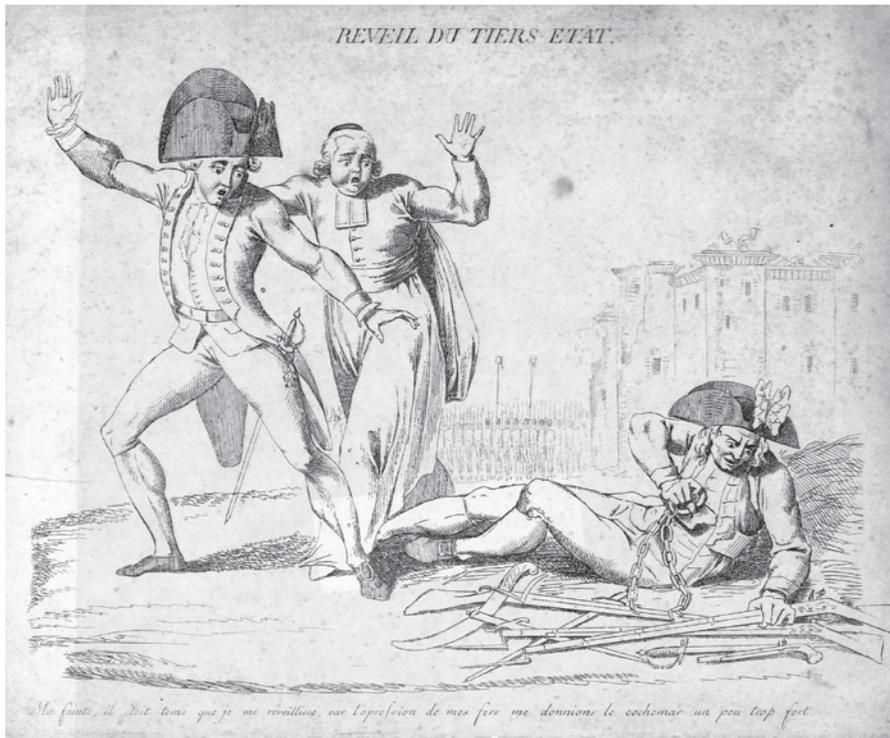
一 「ベル文」の史的価値と世界史教育一

以上は、「ベル文」史料を利用した研究のほんの一部に過ぎない。その「ベル文」は、まだ完全な『目録』は無いものの『比較目録』（フランス国立図書館の『目録』と比較しM=ベルンシュタインが作成）をみると全容がわかる。多数の地方新聞を除いても、約47,000点を超える史料が認められる。最近の調査で、「ベル文」にしか存在しない史料数も少なくないこともわかってきている。専修大学図書館ホームページOPACで検索できる。

ロベスピエールなど革命史上の人物に関係する定番の史料はいうまでもなく、一般民衆の生の声と思える痕跡も見逃せない。陳情書①、②のオリジナル、アッシニア紙幣、人権宣言文、ルイ16世やマリー=アントワネットの死刑判決文、シャルロット=コル

デヤオランプ=ド=グージュなどの足跡，革命的な女性協会をめぐる議論，革命期の各議会議事録など，革命期の各段階の様子を伝えてくれる史料が全部揃っている。さらには，サン=ドマンゴなどの植民地，プロイセンやオーストリアなどによる革命干渉の動きを伝えるもの，ピットの対仏政策もみえてくる。ヴィジュアル史料も豊富で，革命期の全過程にわた

って残された風刺画などは，授業ですぐに使える教材として注目されている。すでに多くの市民，研究者や教育者，国外の研究者らが馳せ参じ，新史料の発見やシナリオの無い革命のダイナミックな動きの再検討をめざしマイクロリーダーを駆使するなど，賑い始めている。この情報を目にするのが初めてという方には是非とも来館を勧めたい。



第三身分の目ざめ



中道が，あるいは民衆の弁護士（穏健主義者）



残さなかったよ，2本の歯しか